

第6節 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 SPMとは、大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子の総称である。

発生源 SPMの発生源は、前節のSPと同じである。

環境濃度 県内のSPM濃度は、年平均値の全局平均値をみると、 0.06 mg/m^3 前後にあり、環境基準を長期的評価(P. 68参照)で達成した測定局は、35測定局中1局である。

測定方法 光散乱法、圧電天びん法及びベータ線吸収法のいずれかによる。

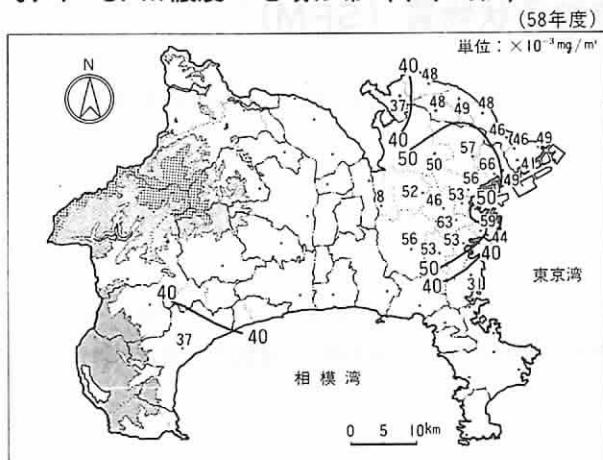
光散乱法：粉じんを含む試料大気に光を照射すると、光が粉じんにより散乱されることを利用した方法。

なお、光散乱法による場合は、相対濃度であるため浮遊粒子状物質濃度を求めるには、昭和47年6月1日付け環大企第88号に基づいて、重量濃度へ換算する。

圧電天びん法：水晶振動子上に付着する粒子状物質の質量の増加によって、振動周波数が変化することを利用した方法。

ベータ線吸収法：ろ紙上に捕集した粒子状物質の重量の増加によって、ベータ線の吸収量が増加することを利用した方法。

6. 1 SPM濃度の地域分布（年平均値）

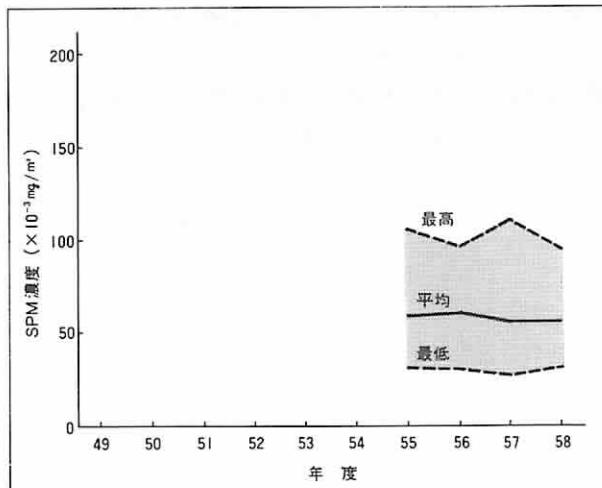


数値は、一般環境測定局におけるSPMの年間測定時間数が、
6,000時間以上ある測定局（有効測定局）の年平均値を示す。

□ SPM濃度が比較的高い地域は、
横浜市鶴見区、南区及び瀬谷区に存在している。

一方、川崎市西部の麻生区や横浜
市南東部の金沢区で濃度が低くなっ
ている。

6. 2 SPM濃度の推移（年平均値）

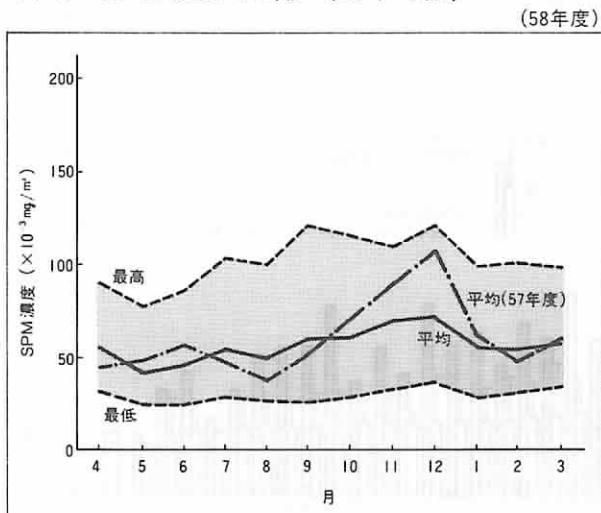


□ SPM濃度は、全局平均値をみると、
0.06 mg/m^3 前後であり、ほぼ
横ばい状態で推移している。

図は、SPMの年間測定時間数が6,000時間以上ある測定局（有効測定局）の年平均値から年度ごとに求めた、全局の平均値、最高値、最低値を示す。

年 度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
全局平均値(mg/m^3)						0.059	0.061	0.057	0.057	
有効測定局数						21	22	34	35	

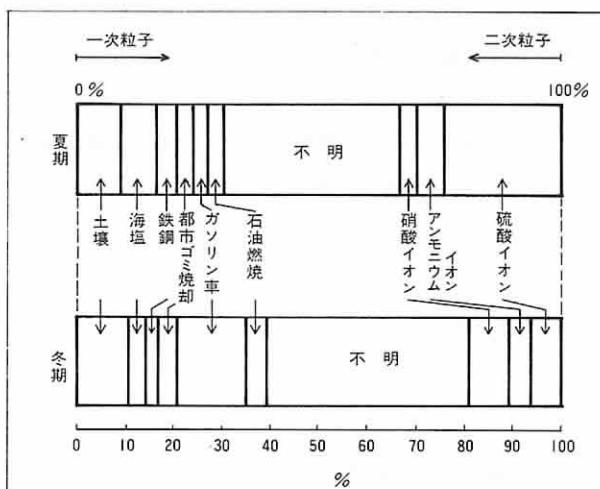
6. 3 SPM濃度の推移（月平均値）



図は、SPM濃度の局別月平均値から月ごとに求めた全局の平均値、最高値、最低値を示す。

□ SPM濃度は、12月を中心として高くなっているが、57年度と比べて濃度推移は著しく異っている。

6. 4 SPMの組成



(資料：神奈川県臨海地区大気汚染調査報告書 58年度)

図は、大気中のSPM粒子の構成割合を示す。

一次粒子の調査対象発生源を、指標元素の組成が明らかな土壤、海塩、鉄鋼工業、焼却炉、石油燃焼及びガソリン車の6発生源とした。寄与率の推定は、SPMの化学組成(指標元素：Na, Al, K, Sc, V, Mn, Pb, Ca, Fe, In, Br)を指標としたケミカルマスバランス(CMB)法を用いて行った。

また、二次粒子は、 SO_4^{2-} , NO_3^- , NH_4^+ の3成分を調査対象とした。

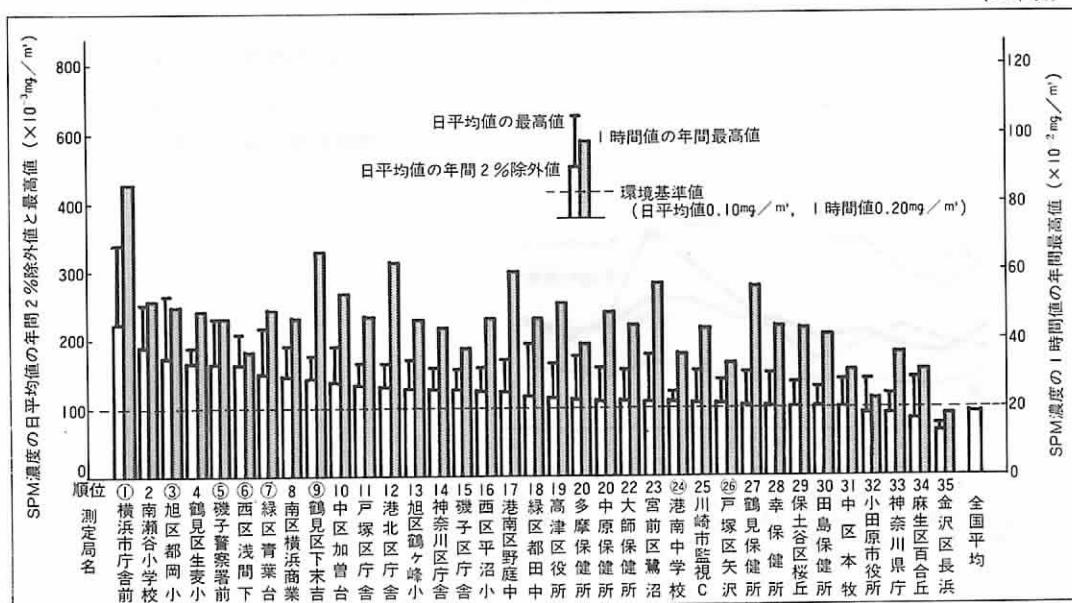
調査地点は、横浜市、川崎市、横須賀市内の主要な11地点であり、数値は全局平均値を示す。

□ 土壤等の6つの発生源からの一次粒子がSPMの中に占める割合は、夏期の約3割に比べて冬期は約4割と冬期が高くなっている。その中でも、ガソリン車からの一次粒子は、特にその比率が高くなっている。

一方、 SO_4^{2-} 等の3つの二次粒子は冬期の約2割に比べ、夏期は約3割と夏期に高くなっている。

6. 5 SPM濃度の測定局別順位(日平均値の年間2%除外値)

(58年度)



測定局の順位は、日平均値の年間2%除外値による。また、順位の○印は、自動車排出ガス測定局を示す。

△ 日平均値の年間98%値の最高値、1時間値の最高値及び日平均値の最高値が最も高かったのは、自動車排出ガス測定局の横浜市庁舎前である。

全国の一般環境測定局の全国平均値と比べると、日平均値の年間2%除外値は、31局が全国平均値($0.095 \text{ mg}/\text{m}^3$)を超えている。

環境基準の達成状況をみると、長期的評価では3局（神奈川県庁、麻生区百合ヶ丘第一公園、金沢区長浜病院）で環境基準を達成しているにすぎない。また、短期的評価では、すべての測定局(35局)で環境基準を達成していない。

(参考)

SPMの環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値（例えば年間365日分の測定値がある場合は高い方から7日分を除いた8日目の1日平均値）が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超えず、かつ、年間を通して1日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しない場合を環境基準に適合するものとしている。

SPMの環境基準の短期的評価

日平均値がすべての有効測定日数で $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下である場合を環境基準に適合するものとしている。